

防火管理者が必要な防火対象物

防火対象物の用途や収容人員により、防火管理者選任の義務が生じ、

用途や規模により防火管理者の資格が異なります。

防火対象物は、「甲種防火対象物」「乙種防火対象物」があります。

防火管理者の資格は、「甲種防火管理者」「乙種防火管理者」があります。

※「甲種防火管理者」「乙種防火管理者」資格取得のための講習は「講習一覧」へ

特定防火対象物(6)項口の場合は甲種防火管理者の選任が必要

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分 【特定防火対象物】	選任を要する 収容人員	消防法の 用途
主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が 入所する施設、認知症高齢者グループホーム等 例)老人短期入所施設、老人ホーム、乳児院、障害者支援施設	10人以上	(6)項口

特定防火対象物で300m²未満の対象物・テナントの場合は乙種防火管理者の選任も可能

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分 【特定防火対象物 ((6)項口を除く。)】	選任を要する 収容人員	消防法の 用途
劇場、映画館、演芸場又は観覧場 例)野球場、相撲場、競艇場		(1)項イ
公会堂又は集会場 例)公民館、結婚式場（披露宴会場合む）		(1)項口
キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類する もの 例)クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ		(2)項イ
遊技場又はダンスホール 例)パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ施設		(2)項口
性風俗関係特殊営業を営む店舗等 例)ファッショナヘルス、性感マッサージ		(2)項ハ
待合、料理店その他これらに類するもの 例)茶屋、料亭、割烹等		(3)項イ
飲食店 例)喫茶店、スナック、食堂、ビアホール		(3)項口
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展 示場 例)パン店、洋服店、中古車販売店、携帯ショップ	30人以上	(4)項
旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 例)山小屋、ロッジ、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅		(5)項イ
病院、診療所、助産所		(6)項イ
老人福祉施設、有料老人ホーム ((6)項口に該当するものを 除く。)、障害者福祉サービス事業を行う施設等		(6)項ハ
幼稚園又は特別支援学校		(6)項ニ
公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類する もの 例)サウナ等類似施設		(9)項イ
複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの 例)マンションの一部分にコンビニがある建物		(16)項イ
地下街		(16の2)項

非特定防火対象物で500m²未満の対象物・テナントの場合は乙種防火管理者の選任も可能

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分 【非特定防火対象物】	選任を要する 収容人員	
寄宿舎、下宿又は共同住宅 例)寮、事業所専用のための宿泊所、ゲストハウス	50人以上	(5)項口
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 例)美容・理容学校、警察学校		(7)項
図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 例)郷土館、記念館、科学館		(8)項
公衆浴場 ((9)項イに該当するものを除く。) 例)銭湯、鉱泉浴場、砂湯、潮湯、温湯、温泉、家庭風呂		(9)項口
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 例)渡船場、バスターミナル、空港ターミナル		(10)項
神社、寺院、教会その他これらに類するもの 例)礼拝堂、聖堂		(11)項
工場又は作業場		(12)項イ
映画スタジオ又はテレビスタジオ		(12)項口
自動車車庫又は駐車場 例)機械式立体駐車場、自走式駐車場等		(13)項イ
飛行機又は回転翼航空機の格納庫		(13)項口
倉庫 例)寄託を受けた物品の倉庫における保管		(14)項
事業所等 ((1)～(14)項に該当しない事業所。) 例)銀行、事務所、理容室、美容室、新聞社、郵便局、自動車教習所、動物病院、新聞販売所、モデル住宅、体育館		(15)項
複合用途防火対象物で特定用途部分を有しないもの 例) マンションの一部分に事務所がある建物		(16)項口
重要文化財等		(17)項